

福井工業高等専門学校学業成績の評価並びに 進級及び卒業の認定に関する規則

昭和40年4月1日規則第4号

改正 昭和44年 1月17日規則第 1号 昭和46年 2月15日規則第 2号
昭和52年 3月 3日規則第 1号 昭和52年11月 1日規則第 3号
昭和55年 3月 7日規則第 2号 平成 5年 6月17日規則第 8号
平成 6年 3月17日規則第 3号 平成26年 1月 9日規則第 1号
平成27年12月 3日規則第26号 平成28年 3月 3日規則第17号
平成31年 3月13日規則第 6号 令和 5年 3月 8日規則第 3号
令和 6年 1月10日規則第 1号

(目的)

第1条 福井工業高等専門学校における学業成績の評価、進級及び卒業の認定等については、この規則の定めるところによる。

(学業成績の評価)

第2条 学業成績の評価は、シラバスに記載された評価方法によって評価する。その際の評点は100点法を用いるものとする(評点)。ただし、卒業研究、プロジェクト演習及び特別活動の評価は、合格又は不合格とする。

(試験)

第3条 試験とは、中間学力確認試験、期末試験及び追試験を言う。

(追試験)

第4条 病気その他やむを得ない事由により、中間学力確認試験あるいは期末試験を欠席した者は、追試験を願い出ることができる。

(学業成績の評定)

第5条 学業成績は、次の区分により評定する。また、各評定に対し、G P (Grade Point) を定める。

評定	秀	優	良	可	不可
評点	100点～90点	89点～80点	79点～70点	69点～60点	59点以下
G P	4	3	2	1	0

ただし、特別活動、プロジェクト演習、卒業研究にはG Pは定めない。

2 GPA (Grade Point Average) に、学期GPAと累積GPAを定め、次の式によって算出する。それぞれ小数第3位を四捨五入し小数第2位まで求める。ただし、G Pが定められていない科目は除く。

学期GPA =
$$\frac{\text{(履修科目の前期または学年末時点のG P} \times \text{当該科目の単位数) の総和}}{\text{前期に成績評価された履修科目、または当該学年の履修科目の総単位数}}$$

$$\text{累積GPA} = \frac{\text{(在学期間の合格科目のGPA} \times \text{当該科目の単位数) の総和}}{\text{在学期間の必修科目及び履修届を提出した選択科目の総単位数}}$$

不合格科目が合格認定された場合には、累積GPAの算出においてのみ合格科目として取り扱う。

ただし、原級留置となった場合、当該学年の科目は、合格した選択科目を除き、累積GPAの算出に含めない。

- 3 各学年または学期で成績による序列が必要な場合は、学期GPAの値が高い者を上位として序列をつける。ただし、学期GPAの値が等しい場合は評定の高い科目が多い者を上位とし、なおも等しい場合には履修選択科目数が多い者を上位とする。

(故意に試験に欠席した場合等の学業成績)

第6条 故意に試験に欠席したと認められた者又は懲戒処分のため試験を受けることができなかった者の当該科目の試験の成績は、0点とする。

(不正行為をした場合の学業成績)

第7条 試験期間中及び試験期間前後において、試験に関連する不正行為を行った者の当該試験期間に実施された試験の成績は、全科目0点とする。

- 2 試験中に不正行為を現認した場合は、直ちに当該不正行為を行った者の受験を停止させ、当該科目以降に実施する試験科目の受験は、許可しない。

(不合格の基準)

第8条 学業成績の評定が不可の科目及び欠課時数が年間授業総時数の3分の1を超える科目は、不合格とする。

- 2 特別活動の欠課時数が年間総時数の3分の1を超える場合は、不合格とする。

(学業成績の記録)

第9条 学業成績を学生指導要録に記載する場合は評点で行い、校外に通知する場合は、評定によるものとする。

(進級及び卒業の認定)

第10条 進級及び卒業は、認定会議に付し、校長が認定する。

- 2 次の各号の一に該当する者は、原則として進級及び卒業を認めない。

(1) 福井工業高等専門学校学則別表第1及び第2並びに福井工業高等専門学校学則の一部を改正する学則附則第2項の取扱規則第2条に規定する学年別履修単位数に満たない者

(2) 福井工業高等専門学校学則別表第3に規定する特別活動が不合格である者

(その他)

第11条 この規則により難い場合は、教務委員会の審議を経て校長が決定する。

- 2 この規則の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年1月17日改正）

この規則は、公布の日から施行し、昭和43年12月16日から適用する。

附 則（昭和46年2月15日改正）

この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月3日改正）

1 この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に在学する者にかかる成績評定は、第1学年に遡及し適用する。

附 則（昭和52年11月1日改正）

この規則は、昭和52年11月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月7日改正）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（平成5年6月17日改正）

この規則は、平成5年6月17日から施行する。

附 則（平成6年3月17日改正）

この規則は、平成6年3月17日から施行する。

附 則（平成26年1月9日改正）

1 この規則は、昭和26年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に在学する者にかかる成績評定は、第1学年に遡及し適用する。

附 則（平成27年12月3日改正）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月3日改正）

1 この規則は、昭和28年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に在学する者にかかる成績評定は、第1学年に遡及し適用する。

附 則（平成31年3月13日改正）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月8日改正）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年1月10日改正）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。